病理組織検査の依頼方法

※専用依頼書を必ずご提出ください。

病理組織検査依頼書　必要事項の記入要領

※ 必ず黒色ボールペンでご記入ください。（青色・赤色等は使用しないでください）
※ 病理組織検査を正確かつ迅速に行うため、記載漏れがないようにお願い致します。
また、依頼書に記載された内容についてお問い合わせをさせて頂く場合がございます。
この際には、通常より報告日数が遅延致しますので、予めご了承ください。
※ その他の検査項目依頼の記載はしないでください。（その他の検査項目の記載がされても検査の依頼受付ができません）

①病・医院名および担当医名をご記入ください。

②採取日・採取時間をご記入ください。

③ご提出される採取個数・容器数・検査材料（6材料を上限）・臓器数（保険収載の記載に添って 3臓器を上限）をご記入ください。

④診療科目（病棟・階）を選択またはご記入ください。

⑤カナ氏名（氏名・患者名）は必ずカタカナでご記入ください。

⑥性別を選択してください。

⑦生年月日および年齢をご記入ください。
※記入のない場合は病理組織検査に支障をきたす場合があります。

⑧臨床診断名をご記入ください。

⑨臨床経過・治療・その他臨床所見を詳しくご記入ください。
※記入のない場合は正確な病理組織検査結果を詳しくご報告出来ない場合があります。
※現病歴・既住歴・治療歴等を詳しくご記入ください。
※病理組織検査の目的をご記入ください。
※婦人科材料や乳腺材料の場合は特に月経周期、妊娠・授乳やホルモン剤使用の有無をご記入ください。
※婦人科内膜生検の場合は最終月経を必ずご記入ください。

⑩採取部位（採取材料名・採取臓器名）および採取方法をご記入ください。

⑪採取部位の略図や切り出し部位の指示をご記入ください。

⑫前回の病理組織検査（細胞診検査）の標本番号および検査結果を出来るだけご記入ください。

⑬HER2タンパク・エストロゲンレセプター・プロゲステロンレセプター・EGFR タンパク・特殊染色・免疫抗体染色などのご要望の際には、臨床経過所見欄ではなく、必ず専用の記載欄に選択またはご記入ください。

⑭採取材料が胃生検の場合で、ヘリコバクター・ピロリの有無について判定が必要な場合には、必ず専用の記載欄に選択またはご記入ください。

容　　器

①１容器に１臓器を入れてご提出ください。

②容器ラベルに貴院名、患者氏名、性別、年令、臓器名、検査材料数（検査材料が複数の場合）を必ず記入してください。

③容器が複数の場合は容器ラベルの容器番号、臓器名、検査材料数が検査依頼書と整合していることをよく確認してからご提出ください。

検査材料の提出方法

※ 10~20%ホルマリン液は、各施設でご用意ください。
（免疫染色、遺伝子検査をご希望の場合は、10%中性緩衝ホルマリン液をご使用ください。）
※ 検査をご依頼の際には、ホルマリン固定組織（専用容器：W 容器）、パラフィンブロック、未染色標本・染色済標本（専用容器：R 容器）でご提出ください。
※ 専用容器（W 容器）を使用しない場合は、組織材料が十分に入る広口の容器（金属製容器は使用しないでください）に組織の10倍量を目安としたホルマリン液入り容器に入れてご提出ください。

【ホルマリン固定組織】

①１容器に１臓器を入れてご提出ください。

②検査材料中に絹糸・ガーゼ・金属片などがある場合はあらかじめ除去してください。

③摘出した組織を自己融解、乾燥から防ぐために、採取後直ちにホルマリン入り容器に入れて固定してください。

④固定液は組織の10倍量程度のホルマリン液を使用してください。

⑤胃生検などの微小組織片をご提出される場合は、濾紙などに張り付けてホルマリン入り容器に入れてください。
また、複数の微小組織片をご提出される場合は、濾紙に番号などを記入して同一容器に入れるか、採取部位または番号ごとに異なる容器に入れてください。

⑥消化管・胆のうなどの材料は、切り開いて薄い板に粘膜面を上にして虫ピンで留めてからホルマリン液に入れて固定してください。虫ピンは板を貫通させない程度に留め、虫ピンの長さよりも十分深い容器に入れてご提出ください。

⑦肺は切り出した気管支断端からホルマリン液を注入し、できるだけ肺胞をふくらませ、空気を追い出してからホルマリン液に入れて固定してください。

⑧子宮・乳房・腎などの大きい臓器は固定が不十分になることが多いので、あらかじめ割を入れてからホルマリン液で固定してください。

小組織片（肝、腎、気管支、胃などからの生検材料）

生検材料を数カ所の部位から採取した場合は、濾紙又はケント紙に番号を付け、番号の位置にそれぞれ張り付けて提出されるか、別々の容器に入れてご提出ください。また極小組織片にはエオジン液などで色を付けてご提出いただくと、より識別し易くなります。

1）番号を付けた濾紙を使用する場合

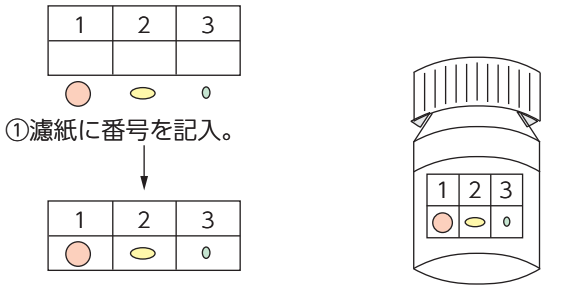

2）1個づつ別々の容器を使用する場合

①別々の容器に入れる。
②極少組織片は色付けする。
③容器に番号を明記する。

病理組織検体　保管期間

病理組織検査	保管期間
標本	検査結果ご報告時にご返却
パラフィンブロック	検査受託後10年間
検査済み検査材料（W容器・外科材料以外）	検査受託後１ヶ月間
検査済み検査材料（W容器以外・外科材料）	検査受託後３ヶ月間

検査結果の保管期間：検査受託後 10 年間

病理検査の検査済み検体等は、当該検査を委託された医療機関様との別段の定めがない限り、弊社所定の保管期間終了後に適切に廃棄させていただきます。なお、検査精度の維持・向上の目的で、匿名化と個人情報保護法およびガイドラインを遵守した上で使用させて頂く場合がございます。また、検査済み検体等の保管期間中に、返却等を希望される場合は、弊社営業担当者にお問い合わせください。なお、（社）日本衛生検査所協会の「検査済み検体の保管期間終了後の取扱いに関する見解」に則り、当該検査を委託された医療機関以外または医師個人から学術研究等の目的で検査済み検体等の提供を求められたとしても、第三者への提供は実施いたしません。